# 下水道使用料の賦課漏れ等について(二次報告)

平成 29 年 11 月 8 日 久御山町 (事業建設部)

平成29年10月20日に公表した下水道の使用料の賦課漏れ等について、対応状況について、ご報告します。

#### 1 賦課漏れ調査結果について

## (1) 書類調査

下水道竣工台帳と上下水道料金システムの電算データを全件照合し、既報告の 11 件以外に 賦課漏れのないことを確認。(平成 29 年 10 月 31 日現在)

# (2) 新たに判明した内容

既報告の11件は、平成26年4月30日時点で3件の賦課漏れを確認し、その後の調査過程で、新たに賦課漏れをリストアップした案件であることが判明。

3件については、遡及請求したにもかかわらず、この11件は放置した。

# ※3件の賦課漏れ金額 332,503円(うち時効額 133,513円)

遡及請求額 198,990 円は平成26年5月中に納入手続きを完了済

また、その他にも無届接続を2件発見し、内1件については、接続時点に遡及請求し全額納付済み。他の1件については、接続時期が不明であったため、接続を発見した平成28年から賦課している。

## 2 過去の賦課漏れ(11件)に係る遡及請求について

10月31日までに賦課漏れが判明した対象者に戸別に連絡し、経緯説明を行ったところ10件については、遡及請求額の承諾を頂いたので、今後速やかに請求手続きを行う予定。なお、支払い方法などについては、対象者の事情を考慮し、分納などの対応も行いたい。

ただし、1件については、ご理解が得られなかったため、10月30日付けで納付書を送付し、 やむを得ず時効中断手続きを実施、引き続き丁寧な説明を行っていく予定。

## 3 追加調査の実施について

下水道整備区域で下水道使用料の発生していない 1,000 件程度について、調査を開始したところ、既に 70 件の調査で 3 件の無届接続を確認しており、今後、遡及請求を行うとともに引き続き調査を行っていく予定。

# 4 再発防止策

下水道計画確認申請書を業務係の料金担当が確認し、電算入力担当者が申請書への押印をした上で、電算入力担当者以外の者がチェック及び下水道係が作成した月次リストとの再チェックをするなど二重、三重のチェック体制の取組みを徹底するとともに、マニュアルとして作成し、情報を共有する。

# 5 再発防止対策委員会による原因究明について

工事完了検査日	件数	備考
平成 2年 6月29日	1件	<ul><li>排水設備工事台帳(永年保存)有</li></ul>
平成 2年 8月 7日	1 件	・使用開始届(保存年限5年)については、保存年限
平成 5年 4月16日	1 件	を経過しているため、確認できない。
平成 5年 7月28日	5件	
平成 5年 8月30日	2件	
平成 11 年 10 月 19 日	1 件	

※平成25年3月31日までは、上下水道部水道課・下水道課 平成25年4月1日からは、事業建設部上下水道課

#### (1) 賦課漏れ発生の原因

当時、別紙フロー図のとおり、下水道課が工事完了検査後、条例に基づき公共下水道使用開始局の提出を受けて、水道課に下水道使用開始を依頼していたが、

- ①使用開始届の提出がなかったのか
- ②提出されても下水道課と水道課が別の課であり、連携が図られなかったのか その原因は明らかにできない。
- (2) 平成 26 年度の処理に対する対応
  - ①関係者の意見聴取により、3年を超えて賦課漏れ事案を職員が放置したことにより、時効額 1,502,031 円が積み重なり、町民に御迷惑をおかけしたことは明らかである。 町長はじめ関係理事者の責任を明らかにする。
  - ②関係した職員の処分については、「久御山町分限懲戒審査等委員会」に諮る。

### 参考

#### 1 賦課漏れ金額等

10月20日発表

12,430,794 円 (うち時効消滅額 10,270,232 円)、遡及請求額 2,160,562 円 確定金額

11,333,213 円 (うち時効消滅額 9,315,442 円)、遡及請求額 2,017,771 円 ※発表金額と確定金額の差は、漏水減免等の処理分を精査したため。

## 2 再発防止対策委員会の開催状況

第1回委員会 10月16日 委員会設置要綱について

第2回委員会 10月19日 記者発表内容について

第3回委員会 10月20日 遡及請求等今後の対応について

第4回委員会 11月 2日 対象者への対応状況について

第5回委員会 11月 7日 関係者の事情聴取

#### 3 徴収事務の適正執行

平成29年11月7日付けで「徴収事務の適正執行について」を総務部長名で、各課あて発出